

三鷹市教育ビジョン 2027

(案)

2024(令和6)年 12 月
三鷹市教育委員会

目次

第1章 三鷹市教育ビジョン 2027 の策定にあたって.....	1
第1 三鷹市教育ビジョン 2027 の位置付け.....	1
第2 三鷹市教育ビジョン 2027 の基本的な考え方.....	1
第3 三鷹市教育ビジョン 2022(第2次改定)の取組状況.....	2
第4 三鷹市教育ビジョン 2027 策定に向けたこれまでの取組.....	5
第2章 三鷹の教育の方向性(ビジョン).....	6
第1 教育の目的 私たちが教育を通じて子どもたちに贈りたいもの.....	6
第2 育みたい資質・能力.....	7
第3 3つの基本的な方向性	8
第3章 主要事業.....	10
第1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実.....	10
第2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にする教育 の推進.....	12
第3 子どもたちを導いていく教職員のウェルビーイングの実現.....	16
第4 安全安心で快適な学びの環境整備.....	17
第5 スクール・コミュニティの発展	20
第6 人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館の実現	21

第1章 三鷹市教育ビジョン 2027 の策定にあたって

第1 三鷹市教育ビジョン 2027 の位置付け

三鷹市教育ビジョン 2027 は、教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。三鷹市自治基本条例及びそれに基づく市の最上位計画である三鷹市基本構想、その実現を図るための第5次三鷹市基本計画、三鷹市の教育に関する大綱及び関連する個別計画との整合及び連動を図り、教育分野における個別計画として策定するものです。

計画期間は、第5次三鷹市基本計画との整合を図り、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までとします。

第2 三鷹市教育ビジョン 2027 の基本的な考え方

三鷹市教育ビジョン 2027 では、第1で述べた位置づけや三鷹市教育ビジョン 2022 の達成状況を踏まえながら、三鷹の教育が目指す姿（ビジョン）を市民に向けてわかりやすく示すとともに、4年間に取り組む施策を明らかにするものです。

また、三鷹市教育ビジョン 2027 では、子どもたちにとっての読書の重要性や学校図書館との連携を図る観点から、教育委員会の所管する三鷹市立図書館に関する施策についても記載をすることとし、教育委員会が所管する主な施策を網羅する総合的な計画としました。

さらに、三鷹市教育ビジョン 2022 では、教育ビジョンに基づき、年度ごとに基本方針を定め、基本方針に基づく事業計画を策定してきましたが、教育ビジョンの計画期間を12年間から4年間に見直したことを踏まえ、4年ごとの教育ビジョンと、それに基づく年度ごとの事業計画により、計画的な推進を図ります。

なお、引き続き、事業計画の中から、点検・評価対象事業を設定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価を実施します。

第3 三鷹市教育ビジョン 2022(第2次改定)の取組状況

三鷹市教育ビジョン 2022 では、第1次改定、第2次改定の際、それぞれの対象期間の達成状況について振り返りました。ここでは、三鷹市教育ビジョン 2027 の策定に当たって、三鷹市教育ビジョン 2022(第2次改定)の対象期間である 2019(令和元)年度から 2023(令和5)年度¹の取組状況を振り返ります。

目標Ⅰ 地域とともに、協働する教育を進めます

スクール・コミュニティ推進員²の全学園配置や地域学校協働活動³を推進する団体の設置など、コミュニティ・スクール委員会⁴での協議を中心に置きながら、学校への支援や様々な活動に向けた体制づくりを進めました。

目標Ⅱ 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します

小・中一貫カリキュラムの改訂や一人ひとりの学力の伸びが把握できる市学力テストの分析、1人1台の学習用タブレット端末の早期導入と活用、民間の教育機関との共同研究などにより、小・中一貫教育の充実を図りながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進による質の向上を図りました。

また、適応支援教室 A-Room を開設するとともに、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方について、研究会を設置し、検討を行っています。

さらに、校内通級教室の拠点校を拡充し、小学校において全学園に拠点校を設置しました。総合教育相談室の教育相談員や教育相談専門員の増員による体制強化も図りました。

目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます

市学力テストの分析・活用や民間の教育機関との共同研究による「興味開発」に特化した探究的な学びの授業研究、教員による自主グループ研究の奨励など、教員の授業力の向上等への支援を図りました。

また、教育活動支援員、部活動指導員などの専門スタッフや産業医を配置するなど、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を進めました。

さらに、学園・学校評価シートの見直し・改善を図るなど、各学園・学校による自己評価とコミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価を通じて、特色ある学園・学校づくりを推進しました。

目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます

「三鷹市新都市再生ビジョン⁵」の中で「学校長寿命化計画」を策定するとともに、必要な老朽化対策、トイレ改修、空調設備改修に計画的に取り組みました。

また、教育ネットワークシステムの更新を行うとともに、1人1台の学習用タブレット端末の導入を踏まえ、全普通教室に短焦点プロジェクタを設置するなど教育環境の整備を進めました。

目標Ⅴ 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります

スクール・コミュニティの発展に向け、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行、それに向けた「学校3部制⁶」といった新たな方向性を打ち出し、様々なモデル事業や調査・研究により学校施設の活用可能性について検討しました。

¹ 第2次改定において、計画期間は2022（令和4）年度までとしていましたが、第4次三鷹市基本計画（第2次改定）の計画期間を市長任期に連動させることや新型コロナウイルス感染症の影響により、2023（令和5）年度まで延長しました。

² 社会教育法上の地域学校協働活動推進員です。学校と地域をつなぐコーディネーターとして、授業のゲストスピーカーとなる地域人財の調整や、学校支援ボランティアの調整などを行っています。

³ 幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する様々な活動とされています。

⁴ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律上の学校運営協議会。三鷹市では、学園ごとに設置され、学校、地域、保護者が学校運営について協議などを行っています。

⁵ これからの公共施設のあり方や建替え・改修等に関する基本的な方向性など、公共施設の適切な維持保全を計画的に進めるための考え方を示すもので、国が策定を要請する学校施設の長寿命化計画をはじめとする、個別施設ごとの「長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けられるものです。

⁶ 学校3部制は、時間帯に応じた学校施設の機能転換により、学校教育の場（第1部）、多様で豊かな活動や体験ができる放課後の場（第2部）、地域の方などの多様な活動の場（第3部）として学校施設を活用できるようにする考え方です。

第4 三鷹市教育ビジョン 2027 策定に向けたこれまでの取組⁷

教育委員会では、新たな教育ビジョンの策定に向けて三鷹教育・子育て研究所に「三鷹のこれからの教育を考える研究会」を2020（令和2）年度に設置し、今後の三鷹の教育の方向性について、調査・研究を行いました。2021（令和3）年8月には、研究会において最終報告が取りまとめられました。最終報告については、各学園のコミュニティ・スクール委員会や三鷹市公立学校 PTA 連合会常務理事会においても説明、意見交換を行いました。

2021（令和3）年11月には、教育委員会として「当面の教育施策の推進に関する基本的な考え方」を示しました。研究会の最終報告を踏まえ、当面の教育施策の推進や新たな教育ビジョンの策定に向けて基本的な考え方について整理したものです。

2022（令和4）年度には、各学園・学校の全教員による熟議を行うとともに、各校1名ずつの教員が参加した政策提言ワークショップを通じた政策提言により教員との意見交換を進めました。

2023（令和5）年度には、各学園の児童・生徒の代表として、各中学校の生徒代表と教育委員会事務局との意見交換を行い、児童・生徒からの声を集めました。

2024（令和6）年度には、教育ビジョン2027の文案を各学園のコミュニティ・スクール委員会、各市立小・中学校、三鷹市公立学校 PTA 連合会常務理事会で示し、ご意見等をいただきました。また、令和7年1月にはパブリックコメントを実施しました。

なお、第5次三鷹市基本計画の策定にあたって設置された「市民参加でまちづくり協議会」（愛称：Machikoe（マチコエ））とも第5次三鷹市基本計画の策定過程の中で議論したり、Machikoe からの政策提案の内容も踏まえて、教育ビジョンの内容について検討を進めました。

⁷ 各取組における主な意見等は[市ホームページ](#)をごらんください。



第2章 三鷹の教育の方向性（ビジョン）

第1 教育の目的 私たちが教育を通じて子どもたちに贈りたいもの

自らの幸せな人生とより良い社会の創造

（個人と社会のウェルビーイング⁸の実現）

一人ひとりが自分ならではの幸せな人生を実現してほしい。

一人ひとりが大切にされ、幸せを感じ、

自分がかけがえのない大切な存在だと感じてほしい。

その上で、自分だけではなく、みんなが幸せになれるよう、

他者を尊重し、違いを認め合い、共に生きる人々と

より良い社会を創ってほしい。

予測困難といわれる時代だからこそ、

変化に振り回されるのではなく、

自分から、幸せな人生をつかみ取り、

みんなの望む未来を実現してほしい。

そんな願いを込めて、

そのための力を育む教育を目指します。

⁸ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています（参照：教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定））。

第2 育みたい資質・能力

「人間力」と「社会力」

知識の量や技能の有無だけではなく、
テストでは測れない非認知能力を含め、
子どもたちの資質・能力を伸ばします。

教育ビジョン2022に引き続き、
個人としての総合的な力である「人間力」と
他者と共に生きていく力である「社会力」を育み、
自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて
「人間力」と「社会力」を
主体的に発揮できるようにします。

各学園・学校では、「人間力」と「社会力」につながる資質・能力を
それぞれの特色や地域の実情を踏まえながら具体化し、
教育活動を行います。

「人間力」…基礎的な素養を身に付け、自立して考え判断し、心身ともに健やかに力強く生きていくための総合的な力 「社会力」…多様な個性を尊重し、適切な人間関係を結びながら、社会に参画し、共に生きていく力

第3 3つの基本的な方向性

自らの幸せな人生とより良い社会の創造、そのための「人間力」と「社会力」の育成に向かって、次の3つの基本的な方向性の下で取組を進めます。

1 共に学び、育む

学校の仲間はもちろん、学校を超えて学園での義務教育 9 年間を通じた異学年との学び、ゲストティーチャーや授業サポートのボランティア、さらには日常の交流を通じた地域の方々からの学び、放課後や地域のイベント、家庭や図書館での学びなど、学校・家庭・地域の連携や協働によって学びの充実を図ります。また、子どもや学校と関わる活動を通して大人もつながり、学びあう関係を目指します。

<関連する取組、キーワード>

コミュニティ・スクール 小・中一貫教育 スクール・コミュニティ 協働的な学び
図書館 学校・家庭・地域の連携・協働 コモンズとしての学校 学校3部制

2 一人ひとりを大切に

子どもたちの一人ひとり異なる個性を大切にする教育を進めます。教育支援⁹や長期欠席・不登校や様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実を図り、学びへのアクセスを保障するとともに、日常の授業を含め、一人ひとりにあった学び、個別最適な学びの実現に向けた取組を進めます。一人ひとりの習熟度や興味・関心も踏まえながら、多様な学び方や表現方法の活用など、主体的な学びの機会の拡充を図ります。当事者である児童・生徒との対話や児童・生徒による自治を大切にします。

<関連する取組、キーワード>

個別最適な学び 教育支援 学びへのアクセスの保障 1人1台タブレット端末
探究的な学び STEAM 教育 子どもの意見表明

⁹ 三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え「特別支援」を「教育支援」と呼称・表記しています。

3 安全・安心・快適

多くの学校が災害時には避難所となることも踏まえ、施設としての安全・安心を確保することはもちろん、空調設備やトイレの環境整備など子どもたちが学ぶ場としての快適さも高めていきます。また、子どもたちや教職員、学校に関わるすべての人が、心理面でも安全・安心・快適に過ごせる学校風土や集団づくりを進めます。さらに、学校給食では市内産農産物の活用による安全・安心でおいしく、地域を感じられる給食を目指すなど、安全・安心にとどまらない取組を目指します。

<関連する取組、キーワード>

心理的安全性¹⁰ 学校安全 学校風土 学校施設・設備 教員の働き方改革
学校給食

¹⁰ 「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態とされ、組織が真に機能するためには心理的安全性をつくり出すことが不可欠といわれています（参照：文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月））。

第3章 主要事業

第1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実

2006（平成 18）年のにしみたか学園の開園以来、全国に先駆けて実践を積み上げてきた「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」については、学校・家庭・地域が連携・協働し、小・中学校を通じた義務教育9年間に責任を持つものです。引き続き、時代に合わせたアップデートをしながら、一層の充実を図ります。

1 コミュニティ・スクールの機能の充実

より一体感のある学園・学校運営や小・中一貫教育の一層の充実など、より豊かで質の高い学校教育活動に向け、学校と地域が一体となり子どもを育むコミュニティ・スクールの機能を更に充実させます。

コミュニティ・スクールの機能の充実に向けて、学園ごとにおかれた協議機関であるコミュニティ・スクール委員会での協議の充実を図り、学校・家庭・地域でのビジョンや課題の共有、それらに基づく取組を促進します。

コミュニティ・スクール委員への研修等の充実、教育課程の改善につながる学園・学校評価の充実、市民への取組の周知等、協議の充実に向けた支援や環境整備に取り組みます。

2 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備

学校と地域が連携・協働するコミュニティ・スクールにおける教育の更なる充実に向けては、相互の信頼関係の下で、教育活動に対して地域の幅広い支援が持続的に可能となるような支援体制の整備が重要です。

学校と地域をつなぐコーディネーターであるスクール・コミュニティ推進員（地域学校協働活動推進員）を配置し、その活動を支援します。また、各学園に学校の活動や支援に関わり、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動を推進する団体を設置するなど、学校と地域がさらに連携・協働できる体制を整備し、各学園のスクール・コミュニティを構成する諸団体における活動の促進を図るとともに、学校の支援体制の一層の強化を目指します。さらに、学校・家庭・地域の情報共有を図るため、学園・学校のホームページ等による情報提供や広報を促進します。

3 小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールを基盤として、小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、小・中一貫した連続性と系統性のある指導を行い、児童・生徒の義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任を持つ、質の高い教育の実現を目指します。

「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」（平成30年4月9日）を見直すとともに、各学園において、児童・生徒の資質・能力の育成方針を明確にした「学園の教育計画」を策定し、小・中学校の教員の協働による学園研究や、一貫性・継続性のある生活指導、小・中相互乗り入れ授業、児童・生徒の交流活動など、各学園の特色を生かした、特色ある学園の教育課程編成を行います。また、2023（令和5）年度に改訂した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、学びの連続性と系統性を意識した学年間の円滑な接続を図り、児童・生徒一人ひとりが確実に学習内容の定着が図れる丁寧な指導を徹底するとともに、教員への研修等の充実に取り組みます。

4 国立天文台周辺のまちづくり¹¹における「森の学校」の整備に向けた取組の推進

国立天文台周辺のまちづくりでは、地域における総合的なまちづくりの一環として、浸水予想区域に立地し、風水害時に避難所として開設できないなど、防災上の大きな課題を抱える羽沢小学校を国立天文台敷地北側ゾーンに移転するとともに、移転先を学区とする大沢台小学校についても移転し、隣接する第七中学校とともに、義務教育学校¹²の制度を活用した新しい小・中一貫教育校とすることを計画しています。

義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けて、これまでの小・中一貫教育の実践も踏まえた三鷹らしい義務教育学校のあり方についての検討等を進めます。

¹¹ 国立天文台周辺のまちづくりの詳細については、[市ホームページ](#)をごらんください。



¹² 義務教育学校は、義務教育9年間の教育を一貫して行うことを目的とした学校です。1つの学校として、1人の校長、1つの教職員組織が義務教育9年間の教育課程のもと、一体的に教育活動を行います。

第2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にする教育の推進

不登校やいじめ問題等、子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中、子どもたち一人ひとりの異なる個性を大切にしながら、自らの幸せな人生とより良い社会の創造、個人と社会のウェルビーイングの実現に向けて「人間力」と「社会力」¹³を育む教育をすすめていきます。そのために、一人ひとりが自分の「好き」や「楽しい」、「なぜ」と思うことに浸り追究する「探究的な学び」を重視するなど、児童・生徒の学習過程の充実を図ります。また、全ての児童・生徒が学びにアクセスできるよう、教育支援を必要とする児童・生徒や、長期欠席・不登校の状況にある児童・生徒等、様々な支援を必要とする児童・生徒への対応の充実を図ります。

1 知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実

変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもたちには確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが求められています。学習指導要領に基づき、各学園・学校の教育目標を踏まえつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、保護者・地域と共有していきます。また、育成を目指す資質・能力は、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し¹⁴、各学園・学校の特色を踏まえながら育むことを目指します。

確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現、キャリア・アントレプレナーシップ教育¹⁵やSTEAM教育¹⁶等の探究的な学びの推進、外国語教育の充実や小学校高学年における一部教科担任制の確実な実施を図ります。また、豊か

¹³ 「人間力」と「社会力」については、第2章第2(7ページ)参照。

¹⁴ 学習指導要領では、育成を目指す資質・能力(三鷹市においては「『人間力』と『社会力』」、さらにそれにつながる各学園・学校で育成を目指す資質・能力)について、何を理解しているか、何ができるか(知識及び技能)、理解していること・できることをどう使うか(思考力、判断力、表現力等)、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)の三つの柱について偏りなく育成することを求めています。

¹⁵ チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家もつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

¹⁶ 一般的には理系・文系と分断せず、分野横断的に学ぶ総合知を身に付ける教育であり、探究的な学びを進めるうえで必要な問題を見つける力や解決する力をはぐくむ教育のこと。Science:科学、Technology:技術、Engineering:工学・ものづくり、Art:芸術・リベラルアーツ、Mathematics:数学の頭文字

な心の育成に向けて、道徳教育の充実とデジタル・シティズンシップ教育¹⁷の推進等を図るとともに、健やかな体の育成に向けた、体を動かす機会の創出や授業改善、健康・安全教育の充実等を図ります。

2 個別最適な学びと協働的な学びの推進

一人ひとりを大切にする教育の実現に向け、地域資源やデジタル技術を有効に活用しながら、児童・生徒の特性や学習進度に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行ったり、児童・生徒の興味・関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供したりする個別最適な学びと、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学びや体験学習等を通じ、児童・生徒同士で、あるいは多様な他者と協働するなどの協働的な学びの一体的な充実を図ります。それにより主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげ、児童・生徒の資質・能力の育成を目指します。

市で実施している学力・学習状況等に関する調査の結果分析により一人ひとりの状況を把握するとともに、誰もが「わかる」「できる」を目指すユニバーサルデザイン化した授業に取り組みます。その上で、児童・生徒一人ひとりが、学習用タブレット端末等を活用しながら、自らの学習を調整しながら学ぶことができる個別最適な学びを実現するとともに、共同編集ソフト等を活用しながら異なる考えが組み合わさり、より良い学びを生み出す協働的な学びを一体的に推進します。

そのために、三鷹市の豊かな地域資源・地域人財を生かした地域学習を基盤とし、児童・生徒が自主的・自立的に問題や課題を発見し、解決していく探究的な学びや各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を重視する STEAM 教育等を推進します。

3 一人ひとりを大切にする学校風土の醸成

一人ひとりを大切にする教育の実現のためには、児童・生徒が安心して生活し、学びに向かうことができる環境が不可欠です。そうした学校風土を醸成し、児童・生徒が主体的に取り組む意欲と態度を育てます。

各学園の生活指導方針のもと、組織的な生活指導を実施します。また児童・生徒

¹⁷ 「デジタル技術の利用における適切で責任ある行動規範を自ら考え行動し、より良いデジタル市民になるために必要な資質・能力」を育む教育のこと。

に自己存在感¹⁸を与えることができる指導を心がけるとともに児童・生徒の意見の尊重や心理的安全性を確保することで、児童・生徒が主体的に取り組もうとする意欲と態度を育てます。

4 教育支援の充実

インクルーシブ教育¹⁹の理念を踏まえ、障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として自分の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立できるよう育っていくことを支援します。子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行います。

「教育支援プラン 2027²⁰」を踏まえ、教員の資質向上及び専門性を高める適切な研修の実施等により、学園・学校における教育支援の充実を図ります。また、教育支援学級の再編、自閉症・情緒障がい教育支援学級（固定制）の開設の検討、医療的ケアが必要な児童・生徒の適切な受け入れ体制の確立等、環境の整備を進めます。

福祉、保健、医療等の関係機関や子ども発達支援センター等と連携した就学前から学齢期にかけて切れ目ない教育支援を推進します。

5 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援

コロナ禍や社会構造の変化を背景に、長期欠席や不登校、いじめ、貧困など、子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化しており、支援の在り方を再考し、拡充していく必要があります。三鷹市では、各校での居場所づくりと絆づくりに取り組み、すべての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを目指します。

「長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会」の提言を踏まえ、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒の実態把握と支援ニーズに

¹⁸ 児童・生徒に孤立感や疎外感を抱かせないように、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている。」と感じさせること。

¹⁹ 全ての子どもの自立と社会参加を見据えて、学校・家庭・地域の連携協力のもと、多様性が尊重された安心できる環境の中で障がいのある子も無い子も可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた学びの両立を目指す教育のこと。

²⁰ 三鷹市の教育支援に関する個別計画です。「特別支援教育の推進について（文部科学省初等中等教育局長通知 19 文科初第 125 号）」における「特別支援教育を推進するための基本的な計画」です。

応じた支援を進めます。具体的には、授業のオンライン配信による学びの保障や、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対し、校内に別室を設置して同室に支援員を配置することで、子どもたちが安心感を得ながら個別最適な学びができる環境を整えます。

また、不登校の未然防止と不登校生徒への支援の充実を図るために、不登校巡回対応教員の配置を始めます。

さらに、適応支援教室A-Roomでの支援に加えて、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置やフリースクールとの連携など、総合的な不登校支援の検討を進めます。

6 様々な困難を抱える児童・生徒への支援

経済的な困窮やヤングケアラー、日本語指導を必要とする児童・生徒など、支援を必要とする子どもたちに対し、誰一人取り残さず学びへのアクセスを保障します。

就学困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助等を着実に実施するとともに、給食費を含む教育費の負担軽減に努めます。

また、必要に応じて、関係諸機関と連携しつつ、ヤングケアラーなどの様々な困難を抱える子どもたちに適切に支援します。

さらに、日本語指導を必要とする児童・生徒の増加に対応した日本語指導の充実を図ります。

第3 子どもたちを導いていく教職員のウェルビーイングの実現

教職員のウェルビーイングを確保することは、教職員の業務の質を高めることにつながります。教育現場において、教職員が心身ともに幸せで充実した状態で子どもたちに向き合えるよう、教育スキルの向上や職場の心理的安全性の確保、良好な労働環境等の充実とともに、ライフ・ワーク・バランスを図ります。

1 教職員のウェルビーイングの実現

教職の魅力は、子どもの成長実感や保護者や地域との信頼関係の実感が得られるところにあります。職場の心理的安全性や良好な労働環境を整えながら、職層に応じた学習指導力・生活進路指導力・外部連携折衝力・学校運営や組織貢献力を高められるようキャリア形成を支援し、教職員一人ひとりの強みを伸長していきます。

学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進する中で、授業や生活指導、進路指導、学校行事の運営等の教職員の職務実践を通じた自己実現を図るために、教職員のキャリア支援等の充実を図ります。

2 学校における働き方改革の推進

三鷹市の学校教育の質の維持・向上を図るために、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や東京都の施策と連動しながら、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備します。

国や東京都の補助金等を活用し、副校長業務支援員及びスクール・サポート・スタッフなどの専門スタッフを積極的に配置することで、教員が担うべき職務に専念できる環境の整備を推進します。

「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、教員の意識改革（タイムマネジメント、学校閉庁日や退校目標時間設定等）を推進するとともに教員の在校等時間を適切に管理することで、教員の健康保持増進を図ります。

第4 安全安心で快適な学びの環境整備

市立小・中学校の児童・生徒が安全・安心・快適に過ごすため学習環境の向上を推進するなど学びの充実が図られるよう教育環境の整備に取り組みます。

1 子どもの安全安心の確保

授業中及び登下校時の児童・生徒の安全を確保し、児童・生徒が安心して学習できる環境づくりに取り組みます。

学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用、通学路安全点検の実施、PTA等における防犯対策への支援や市内小学校等の通学路へ設置した防犯カメラ等の適切な維持管理、運用に取り組みます。また、児童・生徒への安全教育、防災教育のより一層の充実を図ります。

また、市立小・中学校では、引き続き手洗い等の手指衛生や適切な換気の確保により感染症対策を講じます。

2 デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備

市立小・中学校においてデジタル技術を活用した教育環境を整備することにより、児童・生徒の情報活用能力の育成や教職員の校務事務の効率化を図ります。

2020（令和2）年度に文部科学省の GIGA スクール構想²¹に基づき、整備を行った児童・生徒1人1台学習用タブレット端末について、2025（令和7）年度に契約期間が満了することから、学習効果の向上や個別最適な学びを実現するため、更新を行います。また、教職員の校務事務の効率化を図るため、デジタル教材・デジタル教科書の検討・研究や校務支援システムの更なる活用を図るとともに、教育ネットワークシステムの更新に向けた設計を行うなど、デジタル技術を活用した教育環境整備を計画的に実施します。

²¹ 1人1台端末と通信ネットワークの一体的な整備により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す国の構想のこと。GIGAスクールのGIGAとは、Global Innovation Gateway for All の略のこと。

3 誰もが安全安心で快適に学べる学校施設・設備の整備の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害時に地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、計画的な改修工事と建替え等に取り組むことにより、安全安心で快適な学習環境の向上を推進し、避難所としての機能の強化・充実に努めます。

学習環境の適切な維持保全や建替えを進めるため、2022(令和4)年度に策定した「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づく計画的な改修工事の実施や児童・生徒数の増減への対応等を行います。大規模改修の実施や校舎及び体育館トイレの洋式化の2025(令和7)年度完了に向けた工事を推進するとともに、空調設備や給排水設備、防災設備等の更新を進めます。

また、更新時期を迎える中原小学校について建替えに向けた基本プランの策定に着手し、設計・工事へ進めるとともに、中原小学校に続き校舎等の建替えを計画している第四中学校を含めて、「学校3部制」に対応し、地域をつなぐ拠点となるよう、学校施設のあり方の検討に取り組みます。

なお、おおさわ学園の3校については、「国立天文台周辺のまちづくりにおける土地利用基本構想」を踏まえて必要な検討を進めます。

改修工事及び建替えにあたっては、学校が環境に配慮した施設となるよう、省エネルギー・省資源化を図り、エコスクール化を推進します。

4 安全安心な学校給食の実施と地産地消の推進

学校給食の安全を確保しながら、新鮮で季節が感じられるおいしい給食を提供できるとともに、作物の生育や働いている生産者を身近に見ることができ、地域を身近に感じられるなど多くの教育的効果が得られることから、地産地消と食育の推進を図ります。また、学校給食費の保護者負担を軽減するため無償化します。

栄養バランスや必要量を保った学校給食を実施するとともに、市内産農産物の更なる活用を推進します。東京都が新設する補助制度を活用し、市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費を無償化します。あわせて、都に対する補助制度の継続及び国に対する学校給食費の無償化に向けた補助制度の創設を要請します。

学校給食調理業務の委託化について、委託事業者更新時に学園単位を基本とした選定が可能となるよう、委託の終期を調整します。

また、児童・生徒の安全管理の徹底と安全で良質な食材の使用を推進します。学校給食における市内産野菜の活用については、JA 東京むさし及び市長部局と連携し、更なる拡充に取り組めます。

5 校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」の効率的な運営の推進

市立小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動や交流活動を行うための校外学習施設として、また市民等がレクリエーション活動を行うことができる市民保養施設として適切に維持管理し、効率的な運営を行います。

指定管理者との緊密な連携のもとで、引き続き集客につながる魅力ある自主事業の実施、施設ホームページの充実など積極的な広報活動の実施、利用者満足度向上に向けたサービスの充実などにより、利用者拡大を目指すとともに、校外学習施設としての施設の特徴や規模をPRし、他自治体の校外学習事業の利用拡充を図ります。また、1990（平成2）年の開設から 30 年以上経過していることから、「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づき、適切な施設・設備改修工事を実施するとともに、引き続き経常経費の削減に努めるなど効率的な施設運営を推進します。

第5 スクール・コミュニティの発展

「スクール・コミュニティ」は、学校や子どもたちを「縁」とした人々のつながりのことです。多様な地域の大人が関わる中で学校の学びと社会との接続を感じたり、様々な体験活動等の機会を得たり、他者との関わり方を学んだり、子どもたちの学びや育ちがより豊かになります。子どもたちのために地域社会のすべての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、一層充実した学びや育ちの提供に向けてスクール・コミュニティの発展を目指します。

1 地域の共有地「コモンズ」としての「学校3部制」の推進

スクール・コミュニティの発展に向けて、地域の共有地「コモンズ」として、市長部局と連携しながら、朝の時間帯を含めた第2部、第3部における学校施設の活用を図り、「学校3部制」を推進します。

小学校においては、児童の朝の居場所づくりや安全確保の観点からの朝の校庭等の開放、また、多様で豊かな放課後の居場所づくりに向けた地域子どもクラブ事業の拡充やみたか地域未来塾の充実、学童保育所との連携などに取り組みます。中学校においては、地域クラブ活動の促進などによる中学生の放課後の居場所の充実などに取り組みます。また、第3部である夜間・休日における学校施設の活用促進など、社会教育・生涯学習・地域活動など多様な活動の場づくりに向けて検討や取組を進めます。

また、国立天文台周辺のまちづくりや校舎等の建替えを計画している中原小学校等において、「学校3部制」のモデルとなる学校の整備に向けた取組を進めます。

2 地域との連携による地域学校協働活動の推進

学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」は、スクール・コミュニティに関わるきっかけとしても重要です。地域学校協働活動を推進し、より多くの人々が学校や子どもに関わる機会をつくるとともに、関わる人々にとっても学びや交流の機会が得られるような取組を進めます。

PTA や各学園の地域学校協働活動を推進する団体など、スクール・コミュニティに関わる幅広い地域人財の自主的・自律的な学びと活動の循環や交流を支援するとともに地域人財の発掘・育成を図ります。

また、スクール・コミュニティに関わる地域団体や大学等の間の更なる連携やネットワークの拡大を促進します。

第6 人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館の実現

図書館では「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、「三鷹市立図書館の基本的運営方針²²」や「みたか子ども読書プラン²³」を推進します。

1 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館

図書館は市民が人生の中でそれぞれ必要とする情報に出会い、それを活用することを支援する施設であり、市民の「知る」「調べる」「学ぶ」を支える拠点として、これらの機能の充実を図ります。

図書館サービスの基盤となる図書館利用環境の整備を推進します。また、市民の要望や社会の要請に応じるため、地域の情報拠点として各種情報資源の収集に努めるとともに、市民の「学び」を支援し、知的探求及び課題解決に協力できる環境を整えます。

2 すべての人に読書の楽しみを広げる図書館

図書館の潜在利用者を含むすべての市民が、読書に親しめるよう活動を進めていきます。

様々な読書活動推進事業を実施するとともに、みたか電子書籍サービスや障がい者サービスなどの充実を図ることにより、すべての市民に読書機会を提供します。また、子どもの読書環境の整備と自主的な読書活動の支援のため『みたか子ども読書プラン 2027』を推進します。

3 市民とともに歩み、交流する図書館

図書館サポーターやボランティア団体などとの協働により、市民と一緒に図書館活動の活性化や読書活動を推進します。

図書館サポーターなどの育成や活動の支援を図ります。地域ニーズに応える読書

²² 三鷹市の図書館に関する個別計画です。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）」における図書館の事業の実施等に関する基本的な方針です。

²³ 三鷹市の子どもの読書に関する個別計画です。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく三鷹市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画です。

活動とともに、図書館サポーターなどとの協働による新たな交流の場を提供することにより、「人と人」が交流するまちづくりにつなげます。

4 市民の期待に応える図書館

市民の期待に応えるため、様々な図書館サービスを展開します。様々な知識に通じた人財を確保するとともに、図書館の事業の結果を検証し、改善につなげることが必要です。

計画的・継続的な人財育成により職員の専門性向上に努め、知識・経験を蓄積、継承するとともに、多様なニーズに応える図書館サービスの推進体制を整備します。また、図書館の活動に関する情報発信を強化し、事業の点検・評価により検証及び改善に取り組み、市民の期待に応える図書館サービスを提供します。